

# 神奈川県高等学校奨学金 予約採用のお知らせ

神奈川県教育委員会では、学業等に意欲があって学資の援助を必要とする高等学校等※の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けています。**(要返還)** 

予約採用は、中学3年生在学中に、高等学校等入学後に採用決定する奨学生の選考を、あらかじめ行うものです。

※ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程

## 次の要件に該当する方

応募要件

神奈川県内に住所を有し、神奈川県内の高等学校等に進学を予定している方、又は、保護者が神奈川県内に住所を有し、高等学校等に進学を予定している方。

- ※ 令和7年度新入生分の予約採用までは応募要件として年収要件を設けていましたが、令和8年度新入生分から年収要件を撤廃しました。
- ◆ 奨学金の貸付けを受けるためには、連帯保証人(独立の生計を営む成年者) が原則2名(うち、1人は親権者又は法定代理人)必要になります。
- ◆ 貸付決定後に、印鑑登録証明書とともに借用証書を提出していただきます。

# 2 貸付月額

学校区分により申込みができる月額が異なります。(いずれかの額を選択)

	学年	学校区分		基	本月額(円	)	
	1年生 〔新入生〕 に限る〕	国公立	10,000	20,000	30,000		
		私立	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000

※ 2年次進級以降は上限額が10,000円下がりますが、申請(要件あり)により10,000円 を加算し、新入生のときと同額の貸付けを受けることができます。

### 3 貸付期間

令和8年4月から令和9年3月までの1年間(毎年度申込みが必要です。)

4 貸付方法

高等学校等入学後の奨学金手続きをされた後、申出のあった金融機関口座へ振り 込みます。(4~9月分/5月下旬、10~12月分/10月下旬、1~3月分/1月下旬)

5 申込期間

#### 令和7年11月4日から令和8年1月15日まで(必着)

- ① 奨学生予約採用申込書
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 保護者の令和7年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書等

6 提出書類

- 3) 休**設有ので和 / 午反中町村氏院・宗氏院課院(非課院)証明書寺** ◆ お申込みを希望される方は、「令和8年度神奈川県高等学校奨学金奨学生予
- 約採用募集案内」により詳細についてご確認ください。 ◆ 申込書・募集案内は中学校から受け取るか、ホームページから
- ◆ 申込書・募集案内は中学校から受け取るか、ホームページから ダウンロードしてください。

奨学金HP

## 7 提出先

#### 神奈川県教育委員会(裏面の提出先へ郵送してください。)

◆ 選考結果は、申込書を受け付けてから概ね1か月後に通知します。

予約採用の奨学生として採用された場合、入学前の3月に奨学金の一部に相当する額(120,000円) を前倒しして貸付けを受けることができる短期臨時奨学金に申し込むことができます。詳しくは、裏面「短期臨時奨学金のご案内」をご覧ください。

このお知らせは、令和7年度の制度を基に作成しています。令和8年度の制度内容については、変更になる可能性がありますので、入学後の手続きの際には、最新の募集案内により再度確認してください。

# 短期臨時奨学金のご案内

短期臨時奨学金は、高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に 充てられるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒しして貸付け を受けることができる制度です。

短期臨時奨学金に申し込むためには、高等学校奨学金予約採用奨学生として採用されている必要があります。申込方法等の詳細は予約採用決定後にお知らせします。

## 1 短期臨時奨学金の概要

	) T / 43 F H . 6 J / 6 J					
ア	貸 付 額	120,000円				
1	貸付時期	令和8年3月中				
ウ	対象となる方	高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方				
I	必要書類	<ul><li>・ 願書</li><li>・ 奨学金借用証書・誓約書</li><li>・ 連帯保証人2名それぞれの印鑑登録証明書</li><li>・ 高等学校等の合格を証する書類</li><li>・ 奨学金振込口座申出書</li></ul>				
オ	返還方法	入学後に申込む高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還 ※ 高等学校奨学金の申込みをしない場合は、令和8年5月末ま でに一括して返還していただきます。				

# 2 短期臨時奨学金の貸付けと返還の流れ

短期臨時奨学金を3月中に借りた場合の高校1年生時の指定口座振込額		
短期臨時奨学金を3月中に借りた場合 の高校1年生時の指定口座振込額		
月額20,000円で申込んだ場合の例 ・第1回振込(5月下旬) 20,000円 × 6か月分 = 120,000円		
△短期臨時奨学金の返還額 120,000円		
(差引)指定口座振込額 0円 ・第2回振込(10月下旬)		
20,000円 × 3か月分 = 60,000円 指定口座振込額 60,000円 ・第3回振込(1月下旬) 20,000円 × 3か月分 = 60,000円 指定口座振込額 60,000円 短期臨時奨学金を合わせて240,000円振込		

(注) 貸付月額が 10,000 円の場合は、1年分の奨学金すべてと相殺することとなり、高校1年生のとき の振込みはありません。

### 提出先・問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251 (直通)

### ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/